

令和8年3月

大治町議会定例会会議録

令和8年3月4日～3月23日

大 治 町 議 会

大治町議会定例会（第1日）

令和8年3月4日

令和8年3月大治町議会定例会会議録（第1号）	
招集年月日	令和8年3月4日
招集の場所	大治町議事堂
開 会	3月4日 午前10時00分宣告（第1日）
応 招 議 員	1番：池田耕介 2番：八神太紀 3番：手嶋いずみ 4番：後藤田麻美子 6番：鈴木 満 7番：三輪明広 8番：若山照洋 9番：松本英隆 10番：林 健児 11番：吉原経夫 12番：林 哲秀
不応招議員	な し
出 席 議 員	応招議員に同じ
欠 席 議 員	不応招議員に同じ
地方自治法 第121条 第1項の規定により説明のため出席した者の 職氏名	町長：鈴木康友 教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一 福祉部長：大西英樹 建設部長：三輪恒裕 建設部長：三輪恒裕 教育部長：水野泰博 総務課長：吉田美穂 財政課長：富田伸司
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代

○町長提出議案の題目

- 議案第2号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第3号 令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 令和8年度大治町一般会計予算
- 議案第5号 令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算
- 議案第6号 令和8年度大治町土地取得特別会計予算
- 議案第7号 令和8年度大治町介護保険特別会計予算
- 議案第8号 令和8年度大治町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第9号 令和8年度大治町下水道事業会計予算
- 議案第10号 大治町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 大治町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 大治町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 大治町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第20号 損害賠償の額を定めることについて

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

○会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。

9番 松本 英隆 議員 10番 林 健児 議員

令和8年3月大治町議会定例会議事日程

(第1日)

令和8年3月4日(水) 午前10時開会

1 開会宣告

2 議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第2号 令和7年度大治町一般会計補正予算(第7号) 《提案説明》

日程第4 議案第3号 令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算(第3号) 《提案説明》

日程第5 議案第4号 令和8年度大治町一般会計予算 《提案説明》

日程第6 議案第5号 令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算 《提案説明》

日程第7 議案第6号 令和8年度大治町土地取得特別会計予算 《提案説明》

日程第8 議案第7号 令和8年度大治町介護保険特別会計予算 《提案説明》

日程第9 議案第8号 令和8年度大治町後期高齢者医療特別会計予算 《提案説明》

日程第10 議案第9号 令和8年度大治町下水道事業会計予算 《提案説明》

日程第11 議案第10号 大治町行政手続条例の一部を改正する条例について 《提案説明》

日程第12 議案第11号 大治町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第13 議案第12号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第14 議案第13号 大治町税条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第15 議案第14号 大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第16 議案第15号 大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第17 議案第16号 大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第18 議案第17号 大治町介護保険条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第19 議案第18号 大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第20 議案第19号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第8号）《提案説明》

日程第21 議案第20号 損害賠償の額を定めることについて《提案説明》

日程第22 議員派遣の件について

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年3月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番松本英隆議員、10番林 健児議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営副委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営副委員長 松本 英隆

議会運営委員会副委員長の松本です。議会運営委員会を令和8年2月25日に開会し、令和8年3月定例会の日程を本日から3月23日までの20日間と決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（若山照洋君）

お諮りします。

議会運営副委員長の報告どおり、会期は本日から3月23日までの20日間とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの20日間と決定しました。

日程第3、議案第2号から日程第10、議案第9号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第2号令和7年度大治町一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度大治町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1123万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億889万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

第3条、繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正による。

第4条、債務負担行為の変更は、第4表債務負担行為補正による。

第5条、地方債の変更は、第5表地方債補正による。令和8年3月4日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費において、地方公共団体情報システムの標準化の延伸などにより、電子計算業務費を9154万円減額し、財政調整基金積立金を2億7027万6000円増額し、民生費において介護保険特別会計（保険事業勘定）への繰出金を648万6000円増額し、消防費において海部東部消防組合負担金を611万2000円増額するものでございます。

歳入におきましては、町民税を9820万円増額し、国庫支出金を1524万4000円増額し、県支出金を137万3000円増額し、企業版ふるさと納税寄附金として200万円を計上するものでございます。

また、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

議案第3号令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度大治町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5709万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4193万4000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和8年3月4日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、保険給付費において居宅介護サービス給付費等が不足するため5077万5000円増額し、地域支援事業費において通所型サービス事業費が不足するため643万5000円増額するものでございます。

歳入におきましては、内示等に伴い、国庫支出金を1313万9000円増額し、支払基金交付金を454万5000円増額し、県支出金を43万9000円増額し、繰入金を2093万1000円減額し、繰越金を5990万7000円増額するものでございます。

議案第4号令和8年度大治町一般会計予算。

令和8年度大治町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124億8400万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳

出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5000万円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和8年3月4日提出、大治町長。

令和8年度大治町一般会計予算は、前年度当初予算と比較して8000万円増の総額124億8400万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、総務費において電子計算業務費3億6772万2000円をはじめとして14億9257万4000円、民生費において、障害者自立支援給付費8億7557万7000円、障害児通所支援給付費5億2241万5000円、福祉医療費4億6263万9000円、保育所運営費16億42万4000円をはじめとして63億5919万1000円、衛生費において塵芥処理事業費4億3612万3000円をはじめとして9億8732万円、土木費において、道路維持管理費5304万7000円、砂子防災公園整備事業費3億3100万円をはじめとして9億9215万6000円、消防費において海部東部消防組合負担金4億6862万1000円をはじめとして5億4848万3000円、教育費において、小学校費3億668万3000円、中学校費1億3508万9000円、スポーツセンター管理運営費9312万7000円をはじめとして12億485万1000円、公債費として元利償還金6億3444万円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、町税として46億1562万6000円、地方消費税交付金8億8110万円、地方交付税15億1100万円、国庫支出金として25億7128万7000円、県支出金として13億4956万5000円、町債3億2290万円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第5号令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度大治町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億7885万7000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和8年

3月4日提出、大治町長。

令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算は、前年度当初予算と比較して6716万5000円減の総額26億7885万7000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費について療養給付費14億7300万円をはじめとして16億9352万2000円、国民健康保険事業費納付金について医療費給付費分6億1242万1000円をはじめとして9億2769万8000円、保険事業費について特定健康診査等事業費2511万9000円をはじめとして2749万円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国民健康保険税として6億8555万円、県支出金として17億2095万円、繰入金として2億6070万1000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第6号令和8年度大治町土地取得特別会計予算。

令和8年度大治町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ307万8000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和8年3月4日提出、大治町長。

令和8年度大治町土地取得特別会計予算は、前年度当初予算と比較して、161万3000円増の、総額307万8000円とするものでございます。歳出の主な内容は、土地開発基金積立金として307万7000円を計上するものでございます。これらの主な財源といたしまして、財産収入として307万6000円を計上するものでございます。

議案第7号令和8年度大治町介護保険特別会計予算。

令和8年度大治町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億6064万4000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万5000円と定める。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和8年3月4日提出、大治町長。

令和8年度大治町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して9430万2000円増の21億6064万4000円とし、介護サービス事業勘定については、予算総額を前年度当初予算と比較して9万2000円増の17万5000円とするも

のでございます。

保険事業勘定における歳出の主な内容は、総務費において、介護認定審査会費1190万7000円をはじめとして1803万円、保険給付費において介護サービス等諸費19億4204万円をはじめとして20億3821万円、地域支援事業費において、介護予防・生活支援サービス事業費6063万6000円、地域包括支援センター運営事業費3436万7000円をはじめとして1億288万5000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、保険料として4億6726万9000円、国庫支出金として4億1571万6000円、支払基金交付金として5億6716万6000円、県支出金として3億1229万2000円、繰入金として3億9701万6000円をそれぞれ計上するものでございます。

また、介護サービス事業勘定における歳出の内容は、介護サービス事業準備基金利子積立金として、17万5000円を計上するものでございます。この財源といたしまして、財産収入として17万5000円を計上するものでございます。

議案第8号令和8年度大治町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度大治町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8062万6000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和8年3月4日提出、大治町長。

令和8年度後期高齢者医療特別会計予算は、前年度当初予算と比較して541万1000円増の総額8億8062万6000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、広域連合納付金において、保険料等負担金として5億3656万8000円、療養給付費負担金として3億2768万4000円、広域連合事務費負担金として1055万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、後期高齢者医療保険料として4億4816万6000円、一般会計繰入金として4億2999万5000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第9号令和8年度大治町下水道事業会計予算。

第1条、令和8年度大治町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益3億9267万3000円。支出、第1款下水道事業費用3億6871万9000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入2億1968万4000円。支出、第1款資本的支出3億3272万3000円。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

第6条、一時借入金の限度額は5000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費5894万2000円。

第9条、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9950万3000円である。令和8年3月4日提出、大治町長。

令和8年度大治町下水道事業会計予算は、支出の主な内容は、公共下水道事業費として雨水対策マスタープランの委託料2500万円、管きょ整備工事費2100万円をはじめ1億6995万8000円、流域下水道事業建設負担金2016万3000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国庫補助金として4627万円、他会計負担金として1億6423万5000円、他会計補助金として9950万3000円、企業債として1億2190万円をそれぞれ計上するものでございます。

○議長（若山照洋君）

日程第11、議案第10号から日程第21、議案第20号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第10号大治町行政手続条例の一部を改正する条例について。

大治町行政手続条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政手続法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするためでございます。

議案第11号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、大治町特別職の期末

手当を改定するためでございます。

議案第12号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告に準じ、期末手当、勤勉手当及びその他手当を改定するためでございます。

議案第13号大治町税条例の一部を改正する条例について。

大治町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第14号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、国民健康保険税を改定し、財政運営の安定化を図るとともに、新たに子ども・子育て支援納付金を創設するためでございます。

議案第15号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

大治町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治小学校、大治南小学校及び大治西小学校の体育館並びに大治中学校の柔剣道場の空調設備設置に伴い、学校体育施設のスポーツ開放時の冷暖房に係る使用料を徴収するためでございます。

議案第16号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第17号大治町介護保険条例の一部を改正する条例について。

大治町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

議案第18号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

議案第19号令和7年度大治町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度大治町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億997万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和8年3月4日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、民生費においてイラスト1点を著作権者より許諾を得ないまま「大治町暮らしの福祉ガイド」の表紙に掲載し、著作権を侵害したことにより生じた損害賠償額を支払うため、損害賠償金として107万6000円計上するものでございます。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金を107万6000円増額するものでございます。

議案第20号損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求める。令和8年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、「大治町暮らしの福祉ガイド」の表紙に掲載したイラストについて、著作権者より許諾を得ないまま利用したことにより損害を与えたため、損害賠償の額を定めるものでございます。

○議長（若山照洋君）

日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

本件については、お手元に配付しました表に基づき、1の内容について議員を派遣しましたので報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 散会